

令和2年7月期 木城町農業委員会定例総会会議録

開催期日	令和2年7月29日(水) 午後1時25分～2時25分まで
出席委員	(農業委員 7名) 1番:後藤ミホ 2番:久保一美 3番:上川安博 5番:西哲郎 6番:曾我広 7番:平野豊文 8番:大山裕加 ※新型コロナウイルス感染防止対策の為、農業委員のみの出席で 農地利用最適化推進委員の招集はなし。
欠席委員	(農業委員 0人) 農業委員: 0名
出席職員	事務局長: 湊上達也 専門監: 高橋 茂義 主幹: 眞崎 哲子
会議録署名委員	2番: 久保一美 3番: 上川安博
議事日程	令和2年7月29日(水) 1日間
報告	(1) 7月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について (3) 農家相談日結果報告について (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について (1件) ② 合意解約書の提出について (1件) ③ 農用地利用配分計画の認可について (1件) ④ あっせん譲受等候補者名簿登録申請について (2件) ⑤その他 ※以上報告については、時間短縮のため省略している。
会議事件	議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第34号 非農地証明願いの承認について 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第36号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第37号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局 (事務局長)	皆さんお集りいただきましてありがとうございます。皆さんには先日お送りした文書で書面決議による総会と案内していたのですが、農業委員会の総会の議決事項としては書面ではできないという事になっておりますので、急遽お集りいただきました。 ただ今、新型コロナウイルス感染拡大緊急警報発令が8月31日まで県から出されております。また、西都児湯地区が移動制限の部分で緊急事態に匹敵するような感染事例が発生しておりますので、時間を短縮して総会を行いたいと思います。今回は議決事項と、後程協議会の中で必要な事項を説明するという形で短縮させていただきますので、よろしく願いいたします。 それではただ今から7月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いします。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>皆さんお疲れ様です。こういう形で急遽お集まりいただきありがとうございます。最初は書面決議の予定だったのですが、書面決議だけではダメという事で、昨日事務局と相談して急遽開催することとなりました。コロナの感染予防の事もありまして出来るだけ短めに、かつ慎重な審議をお願いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>有難うございました。それでは、議事に入りますが、進行につきましては、後藤会長の方でよろしくお願いたします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ただ今から令和2年7月期の定例総会を開会いたします。 本日の本会議の出席委員は、農業委員7名中全員が出席ですので、総会は成立しています。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきますが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、2番久保一美委員と3番上川安博委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の11ページをお願いします。</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号17番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字川原字溜水〇〇番 地目 畑 地積 2,229 m<sup>2</sup> 他2筆 合計 畑3筆 6,088 m<sup>2</sup> 移動区分 賃貸借 借賃又は売買価格 10,000 円/10a 経営状況 家族2 労働力2 経営面積 8,739 m<sup>2</sup> 移動理由 規模拡大 担当は、6番曾我委員 新規です。地図は、13ページに添付してあります。</p> <p>受付番号18番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字川原字百合野〇〇番他 地目 畑 地積 2,287 m<sup>2</sup> 移動区分 賃貸借 借賃又は売買価格 全部で15,000 円 経営状況 家族2 労働力2 経営面積 8,739 m<sup>2</sup> 移動理由 規模拡大 担当は、6番曾我委員 新規です。地図は、13ページに添付してあります。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>受付番号 19 番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字下ノ谷〇〇番他 地目 畑 地積 1,786 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 畑 3 筆 4,738 m<sup>2</sup> 移動区分 賃貸借 借賃又は売買価格 全部で 40,000 円 経営状況 家族 2 労働力 2 経営面積 8,739 m<sup>2</sup> 移動理由 規模拡大 担当は、6 番曾我委員 新規です。地図は、14 ページに添付してあります。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号 17 番から 19 番につきまして、担当の 6 番曾我委員から説明をお願いします。</p>
<p>(6 番) 曾我 広</p>	<p>今までも、この農地を借りられていたと思いますが、改めて賃貸借を結ぶものです。</p>
<p>(2 番) 久保 一美</p>	<p>(6 番曾我委員に代わり 2 番久保委員から補足説明) 譲受人については、各地域で空いた土地を有効に使って頂いております。受付番号 19 番の土地については、譲渡人が新規就農で来られた時に、当時 4 反ちよつとを購入されて牛の飼料を作付けされていたが、作付けをやめる時に譲受人がそのまま作られた経緯があります。今回新規で出ておりますが、あくまでも憶測であります。遊休農地と閑小作の解消があげられています。この背景には、全国の市町村で新型コロナ対策の持続化補助金がおりののですが、その補助金が閑小作ではダメなので新規で契約をし、農業委員会に届けた面積でないと補助の対象にならないという形なので、本町においても新規登録がなされていると思います。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 17 番から 19 番であります。質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 17 番から 19 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について受付番号 17 番から 19 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 34 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>総会資料の 15 ページをお願いします。議案第 34 号 非農地証明願いの承認について、非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 受付番号 4 番 申請人については、表記のとおりです。</p> <p>土地表示 大字高城字堀ノ内〇〇番 地目 畑 面積 388 m<sup>2</sup> 現況地目 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に合致するものと判断しております。ここの担当委員は、8 番大山委員です。資料につきましては 16 ページから 18 ページに添付してあります。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>以上で朗読が終わりました。担当の 8 番大山委員の方から説明があればお願いします。</p>
<p>(8 番) 大山 裕加</p>	<p>資料 17 ページの地図をご覧ください。現地調査したところ、現況が森林化していて復元が困難という事で非農地申請されています。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 34 号農地法第 5 条非農地証明願いの承認についてであります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 34 号非農地証明願いの承認について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 34 号非農地証明願いの承認につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 19 ページをお願いします。議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 6 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字石原新田〇〇番 地目 畑 地積 432 m<sup>2</sup> 移動区分 売買 転用</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>目的 一般個人住宅 施設概要 住宅(車庫含む)1棟 担当委員は、7番平野委員です。資料につきましては20ページから27ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>以上で説明が終わりました。担当の7番平野委員の方から説明があればお願いします。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>この場所は住宅と住宅の間で、排水の面でも十分考えられるという事で、事務局と上川農地部長、担当の藤井さんと私とで現地調査で検討しましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の承認につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第36号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の28ページをお願いします。議案第36号農用地利用集積計画(所有権移転)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1 受付番号13番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。土地表示 大字川原字平田〇〇番 地目 畑 地積 325㎡ 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で30,000円 支払方法 現金払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020年8月31日 担当委員は、3番上川委員です。地図につきましては、29ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号14番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。土地表示 大字高城字外堀〇〇番 地目 田 地積 982㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で400,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020年8月31日 担当委員は、8番大山委</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>員です。地図につきましては、30 ページに添付してあります。 以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、議案第 36 号農用地利用集積計画 (所有権移転) について整理番号 1 受付番号 13 番につきまして、担当の 3 番上川委員から説明をお願いします。</p>
<p>(3 番) 上川 安博</p>	<p>この畑につきましては、現在お茶の葉が植えてあるのですが放任された状態でかなり荒れてます。山林状態とまではいかないですが、かなり手を入れないと元に戻らないと思います。価格についてはかなり低いので、山林の価格で計算されたのかなと受け取りました。お茶にはカズラが絡みついてかなり荒れているので、周囲に農地があってその中にこのような荒れた農地があるのは、悪い影響を与えると思いますので、この譲受人でしたらかなり農地の管理をされると思っております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、つづきまして整理番号 2 番 受付番号 14 番について、担当の 8 番大山委員から説明があればお願いします。</p>
<p>(8 番) 大山 裕加</p>	<p>現地調査を行い利用目的が稲作となっておりますとおおり、きれいに稲が作付けされており手入れもきちんとされておりました。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。事務局の方から何かありますか。</p>
<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>補足します。以前から貸借の契約があったのですが、この機会に売買しようかという事になったようです。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 36 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 36 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 13 番から 14 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 36 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 受付番号 13 番から 14 番につきまして承認可決と致します。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 37 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について であります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、31 ページをお願いします。議案第 37 号農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、 下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 28 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字乙王丸〇〇番 地目 田地積 458 m<sup>2</sup> 利用目的 施設園芸 始期終期 2020 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで(5 年間) 借賃 全部で 15,000 円 経営面積 1.0ha 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、8 番大山委員です。新規の案件です。資料につきましては、35 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 29 番 移動区分 使用貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字舟橋〇〇番 地目 田地積 380 m<sup>2</sup> 利用目的 稲作 始期終期 2020 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで (5 年間) 借賃 無償 経営面積 3.4ha 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、7 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては、36 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 30 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字舟橋〇〇番 地目 田地積 2,628 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 田 2 筆 合計 3,433 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで(5 年間) 借賃 10,000 円/10a 経営面積 3.4ha 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、7 番平野委員 新規です。資料につきましては、36 ページに添付してあります。</p> <p>整理番 4 番 受付番号 31 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字田畑原〇〇番 地目 畑 地積 2,883 m<sup>2</sup> 他 7 筆 合計 畑 8 筆 合計 4,988.92 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 8 月 1 日から 2030 年 7 月 31 日まで(10 年間) 借賃 50,000 円/全部 経営面積 1.5ha 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、7 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては、37 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 5 番 受付番号 32 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字陣ノ内〇〇番 地目 畑 地積 956 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 畑 3 筆 合計 1,579 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 始期終期 2020 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで (5 年間) 借賃 全部</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>で10,000円 経営面積 10.1ha 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、6番曾我委員です。新規の案件です。資料につきましては、38ページに添付してあります。</p> <p>整理番号6番 受付番号33番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字牧ノ内〇〇番 地目 畑 地積 6,171㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 2020年8月1日から2023年7月31日まで(3年間) 借賃 15,000円/10a 経営面積 9.5ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、6番曾我委員 新規です。資料につきましては、39ページに添付してあります。</p> <p>整理番7番 受付番号34番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字上中原〇〇番 地目 畑 地積3,627㎡ 他3筆 合計 畑4筆 合計16,279㎡ 利用目的 飼料作物 始期終期 2020年8月1日から2025年7月31日まで(5年間) 借賃 10,000円/10a 経営面積 342ha 稼働労働力 18 担当委員は、1番後藤会長です。新規の案件です。資料につきましては、40ページに添付してあります。</p> <p>整理番号8番 受付番号35番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 1,705㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 2020年8月1日から2023年7月31日まで(3年間) 借賃 全部で10,000円 経営面積 4.0ha 家族数 4 稼働労働力 2 担当委員は、6番曾我委員で更新です。資料につきましては、41ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、議案第37号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 整理番号1 受付番号28番につきまして、担当の8番大山委員から説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 大山 裕加</p>	<p>35ページの地図を見て頂くと分かるのですが、既にここにはハウスがたっていてニラが植わっていました。施設ごとの賃貸借じゃないかと思います。</p>
<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>(事務局から補足説明) 整理番号1番から6番、8番までが今回のコロナ関係の交付金事業に伴って、これまで契約なしで耕作されていた分に新規契約という事で申請がされています。7番のみ新規での契約という事になりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>7番のみ交付金関係ではないという事です。 それでは、受付番号29番から31番につきまして、担当の7番平野委員から説明をお願いします。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>私の方からは、29番30番を説明させていただきます。これにつきましては、事務局から説明がありましたように、以前から耕作されていたようですが、</p>

<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>今回新たに契約されたものです。本人にも藤井さんと二人で場所も確認しております。それから 31 番ですが、譲受人が高鍋町の方で本人は会う事ができませんでしたが、現地を確認しましたところ甘藷が植えてあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございます。それでは受付番号 32 番 33 番について担当の 6 番曾我委員から説明をお願いします。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>受付番号 32 番はお茶が植えてあってその近くになります。譲渡人は木城の方で近くに畑があるのでその関係でこの契約になったのではないかと思います。受付番号 33 番は、以前から耕作されており今回改めて契約されるもので問題はないとみております。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは受付番号 34 番について、私が担当ですので説明します。 こちらは最初は借りる方を探してほしいと言われましたがやっぱり売りたいので買う方を探してくださいという事で、前委員の坂本さんとか國岡推進委員・吉岡推進委員と探しておりましたが、今度は息子さん売らないと言うからという事で色々借り手を探してほしいと言われながら、自分でも探してらっしゃって自分で見つけてこれ今回の譲受人に貸されることになりました。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>35 番については、更新ですので説明は省かせていただきます。 それでは、議案第 37 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について 受付番号 28 番から 35 番であります。質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>受付番号 31 番ですけど、譲受人の年齢が知りたいという事と、10 年契約ですけども、10 年になると中々長くなると思うんですけど、譲受人が高齢化になると譲渡人の方も不安になるんじゃないかと思っております。それと、中間管理を間に入れるといいんじゃないかと思うんですけど、その辺の説明をされた方がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>譲渡人の年齢については 71 歳という事です。今回、交付金関係での契約という事で急いでらっしゃったという事もあると思うんですけど、基盤法での契約をされたいという事です。また、こういった契約の更新手続きが大変だという事で、お互いに 10 年で決められたようです。この譲受人はあっせん候補者名簿に入っている方です。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>説明は以上ですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>では中間管理事業ではなく基盤法でという事ですね。分かりました。 次に受付番号 33 番なんですけど、これも中間管理事業でしていただかないと、私が思うには小作料をちゃんと払うかどうか心配になってるんですけど。中間管理事業を通してやっていただいた方がいいのではないかと思います。あと、受付番号 34 番なんですけども、譲受人が出来ましたらちゃんと生産法人もしておりますから、その方がいいのではないかと考えています。以上です。</p>

<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>まず、受付番号 33 番についてですけれども、こちらは譲受人・譲渡人の方から基盤強化法での契約をしたいという事で書類を持って来られてましたので、町としても中間管理事業の利用という事で推進はしているところなんですけど、賃料の支払いとかこちらでも把握しきれないところはあるんですが、契約の中でこれまで貸借をされてきている実績もあるようですので、その辺りは今後何かあった時はまた相談に乗っていただいた上で、更新の時に中間管理事業の活用についても説明していきたいと思っております。受付番号 34 番についても同じような形になります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>他にはございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 37 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。受付番号 28 番から 35 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 37 号農用地利用集積計画 (利用権移転) について 受付番号 28 番から 35 番につきまして承認可決と致します。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 8月の行事予定について</li> <li>2 公務災害補償制度加入について</li> <li>3 その他</li> </ol>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>以上をもちまして、令和 2 年 7 月期の定例総会を閉会します。</p>

この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。

議 長

署名委員

署名委員